

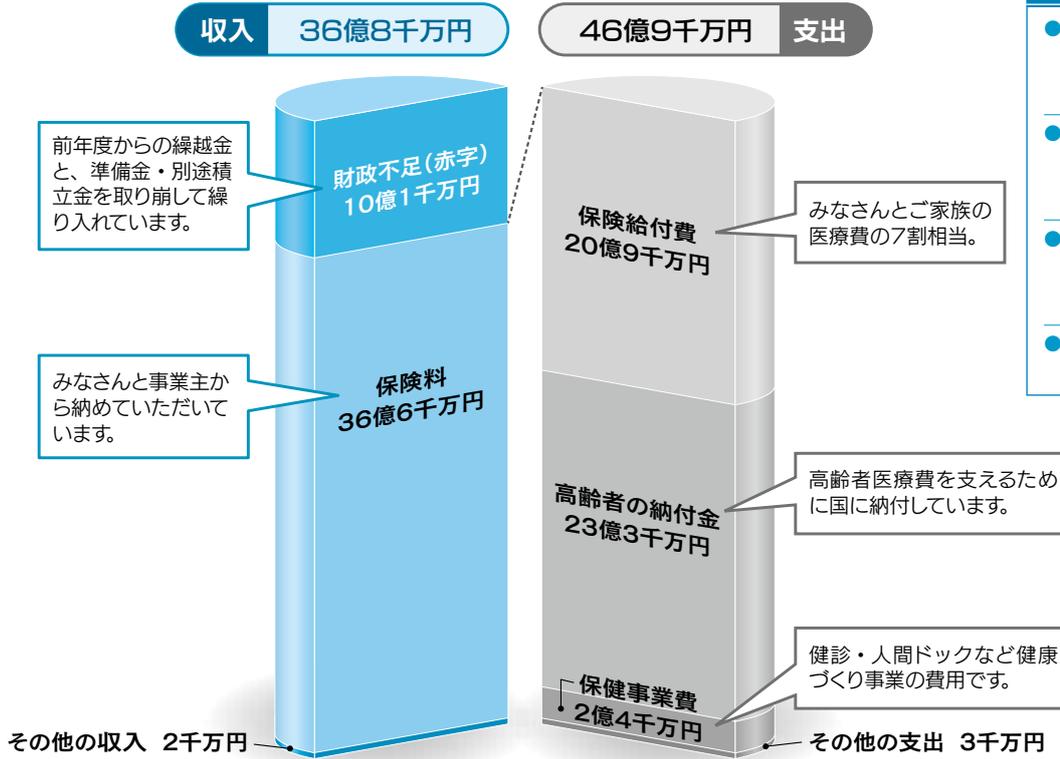
健保ニュース

2015
JUNE 6

平成 27 年度 予算のお知らせ

当組合の平成 27 年度予算と事業計画が、先日開催された第 125 回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

平成 27 年度 収入支出予算の概要 <一般勘定>



予算算出の基礎数値 (一般勘定)

- 被保険者数 (年間平均) 8,800 人
〔男 8,000 人〕
〔女 800 人〕
- 平均標準報酬月額 314,719 円
〔男 327,552 円〕
〔女 184,377 円〕
- 平均年齢 41.48 歳
〔男 41.91 歳〕
〔女 37.10 歳〕
- 扶養率 1.01 人

平成 27 年度 収入支出予算概要表 <介護勘定>

収入

科目	予算額
介護保険収入	448,528 (千円)
繰越金	28,330
雑収入	2
合計	476,860

支出

科目	予算額
介護納付金	454,763 (千円)
介護保険料還付金	30
積立金	22,067
合計	476,860

予算算出の基礎数値 (介護勘定)

- 第 2 号被保険者数 7,187 人
- 同上のうち被保険者数 5,328 人
- 平均標準報酬月額 340,215 円

●保険料率の変更

健康保険料率を 1%引き上げ、介護保険料率を 1%引き下げました。
平成 27 年 3 月分の保険料 (4 月給与より天引き) より適用されます。

(単位:%)

	平成 26 年度			平成 27 年度		
	被保険者	事業主	合計	被保険者	事業主	合計
健康保険料率	49.445	49.445	98.89	49.945	49.945	99.89
介護保険料率	9.250	9.250	18.50	8.750	8.750	17.50

健康保険組合って何？

病院にかかるときに使っている、「健康保険」のこと、きちんと理解していますか？
病気やケガなど経済的負担のかかる事態に備え、保険料を出し合い、
万一のときに給付が受けられる制度です。



自己負担は原則3割

医療機関を受診したときの窓口での医療費支払額は、保険証を提示すると総医療費の3割になります。

※年齢により自己負担割合が異なります

義務教育就学前……………2割

70～74歳……………3割または2割（所得により異なる）

※平成26年3月31日以前に70歳に達している人は3割または2割

残りの7割は「健保組合」が負担しています

健保組合の負担分は、皆さんの納める保険料を財源にしています。

「保険証」は当健康保険組合が発行しています

皆さんがお持ちの保険証は、当健康保険組合が発行しています。医療機関窓口で提示するだけで、医療費の自己負担が原則3割で済みます。身分証明書としても利用されますので、紛失しないよう大切に保管してください。

福山通運健康保険組合って？

福山通運とその関連企業で働く方とその扶養家族が加入しています。

- ◆被保険者数：約 8,800 人 被扶養者数：約 9,000 人
- ◆保険料率：99.89/1000（事業主と被保険者が折半負担）

健康保険でかかれないものもあります

病気やケガをしたときの治療行為は、ほとんどが保険証を使ってかかれますが、一部例外があります。

- **【健康保険でかかれない場合】** ※一例です
- 美容目的の整形手術
- 回復の見込みがない近視、遠視、乱視、斜視など
- 健診、人間ドックなど
- 予防接種、予防内服
- 正常な妊娠、出産
- 故意に事故を起こしたとき
- 勤務中や通勤中のケガ（労災保険適用）

福山通運健康保険組合のメリット

- 1 充実した健診・人間ドックの費用補助が受けられます。
- 2 インフルエンザ予防接種の補助が受けられます
- 3 中小企業の方などが加入する「協会けんぽ」に比べ、保険料が若干割安です。

詳しくは当健康保険組合のホームページへ

<http://www.fukutsukenpo.or.jp/>

当組合について紹介しています。健保ニュースのバックナンバーも掲載しています。

「被扶養者」になるには 健康保険組合の認定が必要です

被保険者のご家族ならだれでも当健保組合の被扶養者になれるわけではなく、健康保険法に定められた範囲の親族で、被保険者の収入によって生計を維持していると当健保組合が認定した方だけが、当健保組合の被保険者になれます。



被扶養者の範囲

- ①被保険者と同一世帯でも別世帯でもよい人
 - ・配偶者 ・子、孫 ・弟妹 ・父母などの直系尊属
- ②被保険者と同一世帯が条件の人
 - ・上記以外の三親等内の親族

被保険者によって生計を維持していること

- ①被保険者と同一世帯の場合は、年間収入が130万円未満（*）で、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること
 - ②被保険者と別世帯の場合は、年間収入が130万円未満（*）で、かつ被保険者からの仕送り額より少ないこと
- * 60歳以上または障害厚生年金受給者と同程度以上の障害のある方は180万円未満

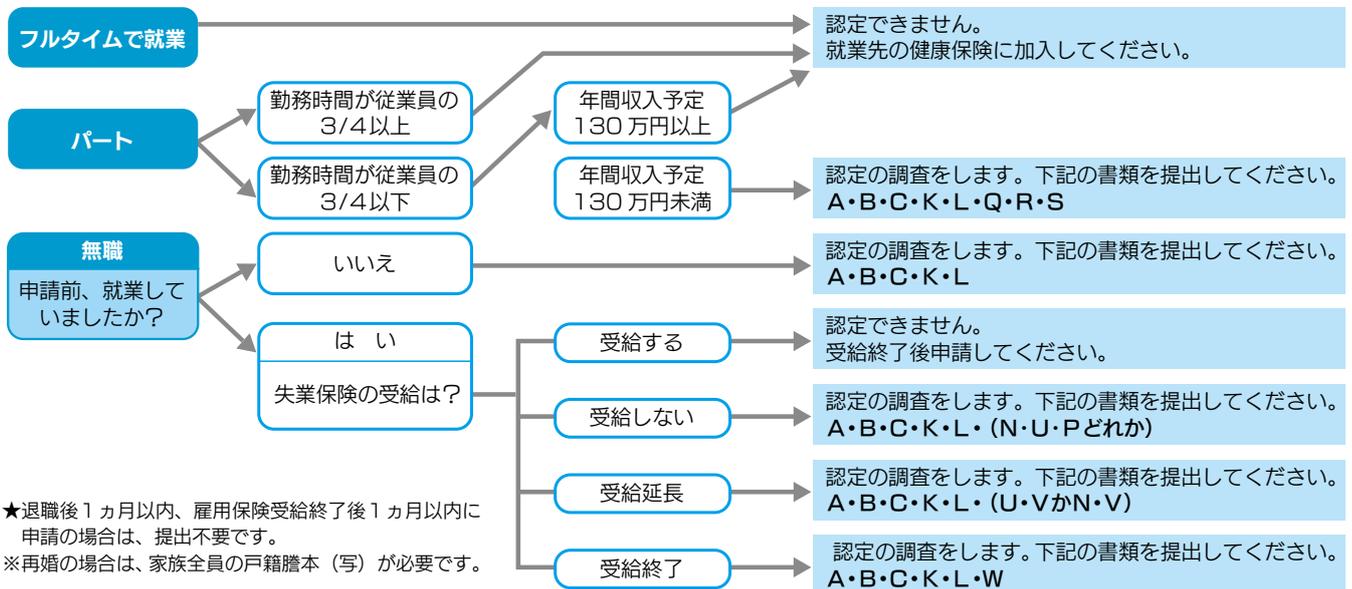
健康保険の「収入には、給与、利子収入、賃貸収入、公的年金、失業保険給付金などすべての収入が含まれます。退職金等一時的な収入は含みません。

なお、75歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入しますので、被扶養者にはなれません。

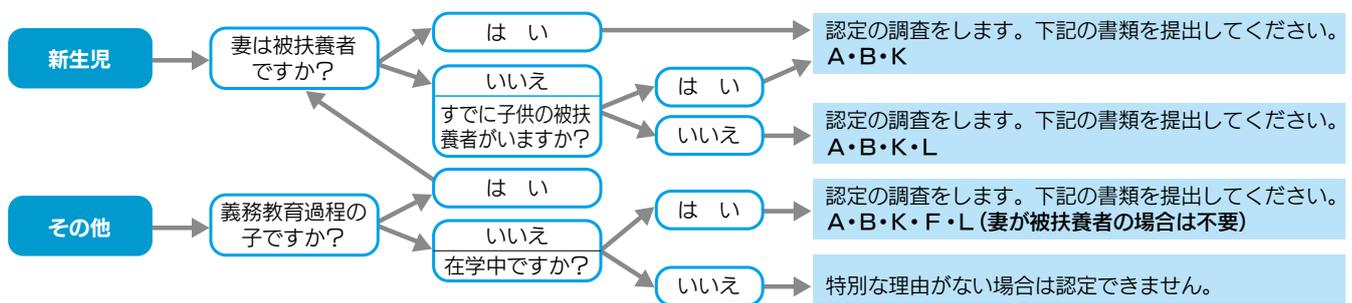
《被扶養者認定に必要な提出書類チャート図》

●奥さん(妻)を被扶養者にしたいとき

※奥さんが60歳未満の場合は国民年金第3号被保険者の届出も必要です(異動届3(4)枚目も記入)。

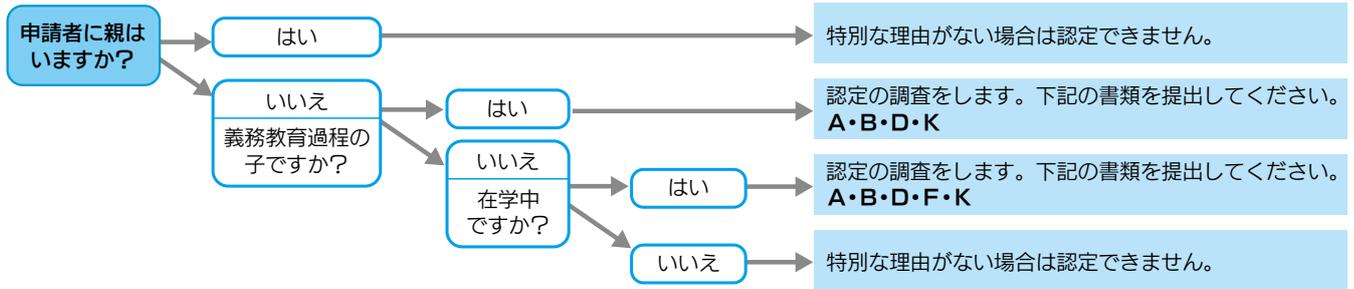


●お子さんを被扶養者にしたいとき

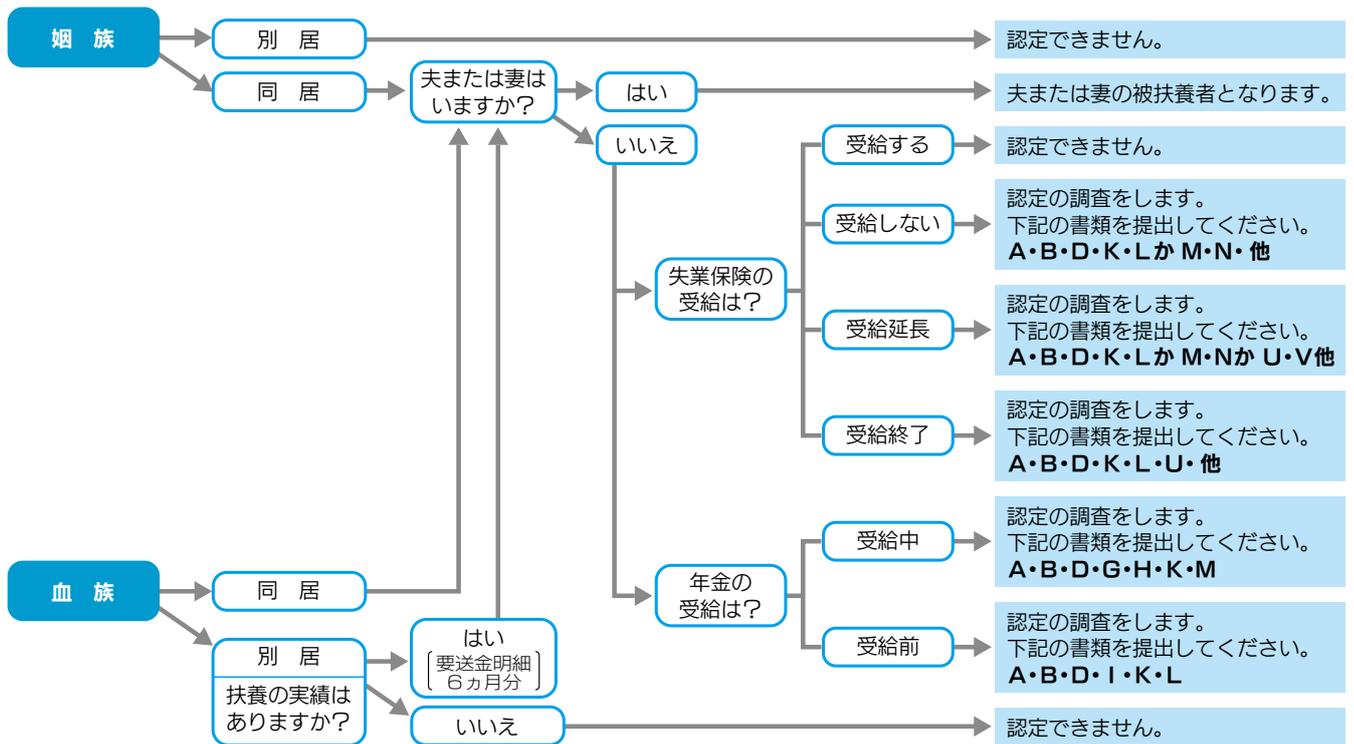


《被扶養者認定に必要な提出書類チャート図》

●孫・弟・妹を被扶養者にしたいとき



●父母・祖父母を被扶養者にしたいとき



《提出書類記号一覧表》

記号	提出書類名	発行者	記号	提出書類名	発行者
A	健康保険被保険者証 (原本)	本人	P	雇用保険未加入証明書 (原本)	事業主
B	被扶養者異動届 (原本)	本人	Q	雇入れ通知書 (写)	事業主
C	年金手帳 (原本) 2名分	日本年金機構	R	社会保険を適用できない理由書 (原本)	事業主
D	戸籍謄本 (写)	市区町村	S	直近3ヵ月の給与明細書 (写)	事業主
F	在学証明書 (写)	学校他	T	離職前3ヵ月の給与明細書 (写)	事業主
G	年金証書 (遺族、障害含む) (写)	日本年金機構	U	雇用保険受給資格者証 (原本)	ハローワーク
H	直近の年金振込通知書 (写)	日本年金機構	W	" (表裏の写)	ハローワーク
I	本人の口実述書 (原本)	本人	V	受給期間延長通知書 (原本)	ハローワーク
N	離職票 No1, No2 (原本)	事業主	他	健康保険組合にお尋ねください	TEL 084-924-2012
O★	退職証明書 (写)	事業主			
K	住民票記載事項証明書 (写) または住民票 (写) 続柄の記載されたもの				市区町村
L★	所得証明書 (写)、ただし1~6月に申請の場合は直近の源泉徴収票 被扶養者分 (写)				市区町村他
M	所得証明書 (写) (年金収入の記載があるもの (年金受給権のある方))				市区町村

注1) 提出書類に不足、不備等ある時は、再度別の書類等の提出を求められることがあります。また、別居の場合は、送金証明書等の提出を求めます。

注2) 今回認定しても、永久的に認定したものではありません。毎年再調査を行います。

注3) 扶養認定日が1ヵ月以上前のものは受付できません。